

第1章

計画の基本となる事項



1 | 計画の目的と策定背景

多賀城市環境基本計画は、多賀城市環境基本条例の基本理念に基づき、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、未来の世代へより良い環境を引き継いでいくために策定する本市環境行政の最上位計画です。

この計画は平成11年(1999年)に本市環境基本条例を策定した後、平成13年に第一次計画、平成23年に第二次計画を策定し、私たちを取り巻く社会・経済状況や地球規模の環境の変化、世界・国・宮城県の環境政策動向に合わせて10年ごとに内容を見直し改定してきました。

この度、第二次計画の計画期間が令和2年度末で満了となることから、令和3年度を初年度とし令和12年度までの10年間を計画期間とする「第三次多賀城市環境基本計画」を策定するものです。

第二次計画が運用されていた10年の間に、地球温暖化による気候変動を原因とする豪雨が各地で頻発し、自然災害の激甚化、森林や農地の減少など、世界的な環境に関する動向や潮流が大きく変化しました。

また、私たちの生活も、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄といった経済優先のライフスタイルから、3R(リデュース・リユース・リサイクル)などの持続可能な方法を選択するライフスタイルへの転換が求められるようになりました。

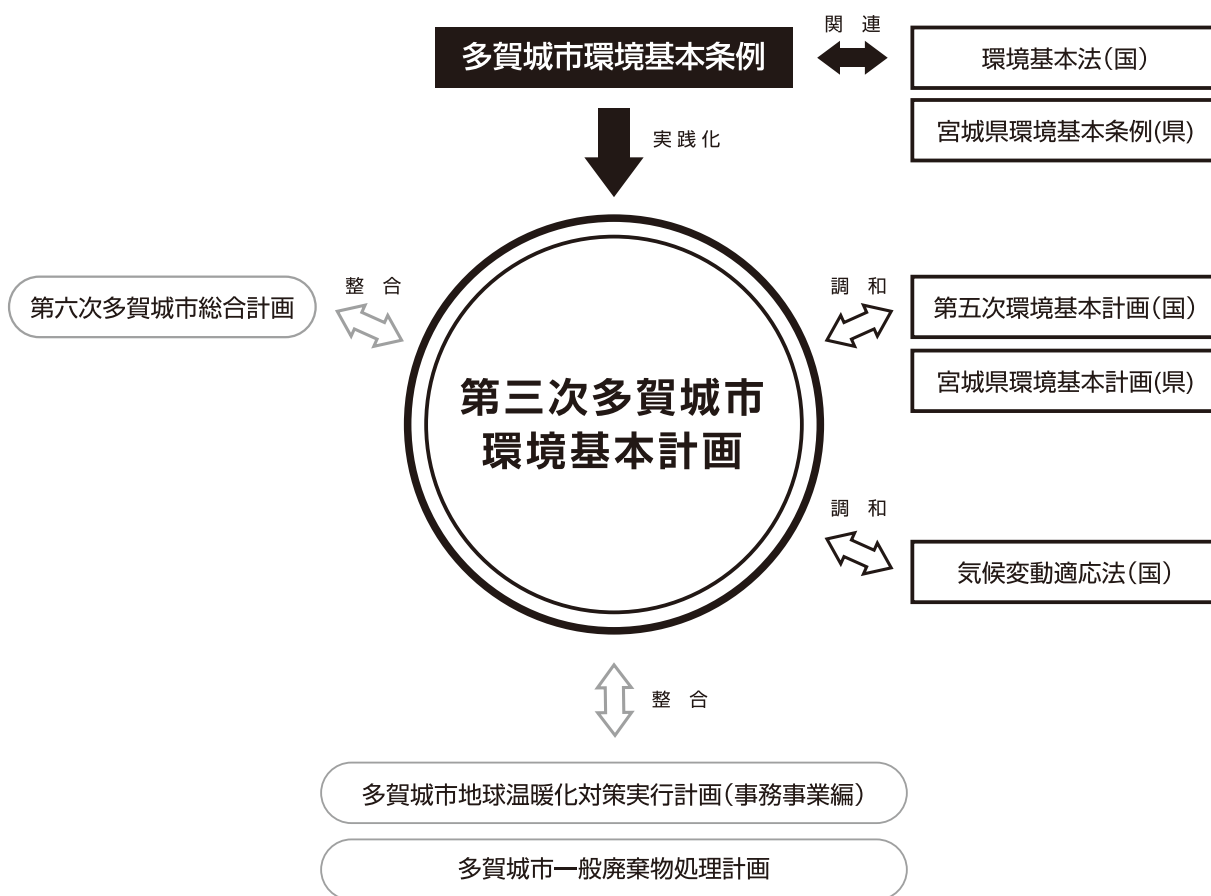
このような環境に関する問題は、気候変動のような地球規模のものから身近なごみ処理まで多岐にわたっており、大気汚染やごみの増加の問題が顕在化するにつれ、製品の生産から廃棄までにどのような環境負荷が生じているかを考え、限られた資源をできるだけ循環利用するライフサイクル思考の重要性が広く認識されるようになってきています。

今、私たち一人ひとりが直面している環境問題を自らの問題として捉え、その現状を「知り」、「考え」、「未来の世代のために「行動」を始めなければ、豊かで良好な環境を継続的に享受することができなくなる状態に至っていることから、市民、事業者、行政といった多様な主体が協働し、問題に取り組んでいく必要があります。

この度策定する「第三次多賀城市環境基本計画」は、本市が目指す環境のあるべき姿を示すとともに、未来の世代への継承に向けた市民、事業者、行政の各主体の行動指針マニュアルとしての機能を併せ持った計画として策定するものです。

2 | 計画の位置付け

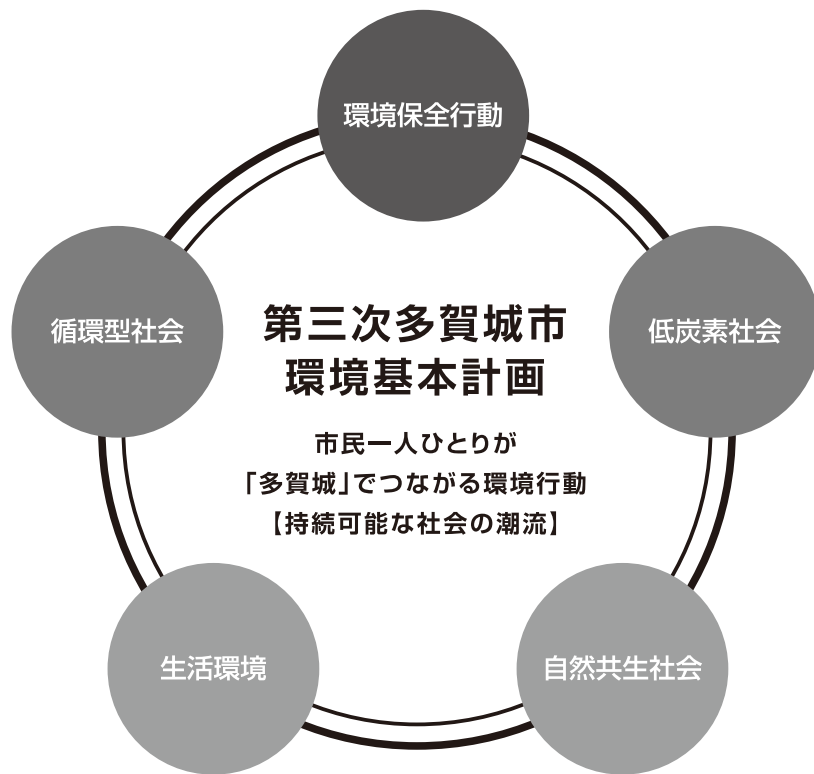
本計画は「多賀城市環境基本条例」に基づき策定されるもので、国の環境指針である「第五次環境基本計画」や「気候変動適応法」、宮城県の「宮城県環境基本計画」と調和のとれた計画とします。



3 | 計画の対象分野

本計画では、ごみ排出量の増加等私たちの身近な環境問題から、地球温暖化などの地球規模の環境問題まで、未来の世代へより良い環境を継承するため、優先的に取り組むべき課題の解決を実践していくものとします。

キーワード：「Think globally, Act locally」～地球規模で考えて、地域で行動しよう!～



気候変動への適応(気候変動適応法)

- 環境保全行動：市民一人ひとりが、環境の現状を「知り」「考え」、未来の世代のための「行動」を起こすこと。
- 循環型社会：有限である資源を効率的に利用しながら再生産をし、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。
- 低炭素社会：二酸化炭素の排出が少ない社会。
- 自然共生社会：生物多様性が適切に保たれ、自然からの恵みを受け続けることができる社会。
- 生活環境：人々が安心して暮らせるよう安全が確保され、質の高い生活を営むことのできる環境。

4 | 計画の期間

本計画の期間は、中・長期的な将来を見据え、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

しかし、近年の著しい環境変化や社会情勢などを踏まえ概ね3年程度で内容の見直しを検討することとします。また、早急な見直しを行う必要が生じた場合には、適宜対応することとします。

コラム エシカル消費を心掛けましょう

エシカル消費…何を買うか考えるときのひとつの尺度

エシカル消費とは、より良い社会に向けて人や社会、環境に配慮して作られたものを購入し消費することを言います。例えば、食べ物や服など、それが誰によってどのように作られたのかということや、生産から廃棄までの過程にも目を向けながら物やサービスを選択することで、世界の未来が変わります。

「エシカル消費の例」

～環境への配慮～

- ◆環境に配慮した商品を選ぶ
 - 自然環境の保護につながります
- ◆使い捨てのものよりも長く使えるものを選ぶ(不要なものは買わない)
 - 廃棄物の削減につながり、環境負荷を低減できます

～社会への配慮～

- ◆フェアトレード商品(適正で公正な値段のもの)を購入する
 - 発展途上国の人の権利や貧困の問題の改善につながります

～地域への配慮～

- ◆地元の産品を選択する
 - 地産地消による地域活性化・輸送エネルギーの削減につながります

～生物多様性への配慮～

- ◆資源保護、自然エネルギーの利用選択
 - 生態系の保護や環境保全、生物多様性保護につながります

5 | 計画の推進体制

本計画の推進主体は、市民、事業者、行政とし、それぞれが立場を理解していくことが大切です。「今」を生きる市民が住み良いと感じる環境は、未来の世代にとっても住み良い環境であると考え、各主体がそれぞれに「気づき」を得ながら本市に愛着や誇りを感じられる意識を育み、推進します。

(1) 各主体の協働推進体制

お互いの立場を理解し、みんなで協力し合い、それぞれの立場でできる事を行い、補完していくことが大切です。

★自立・協働の考え

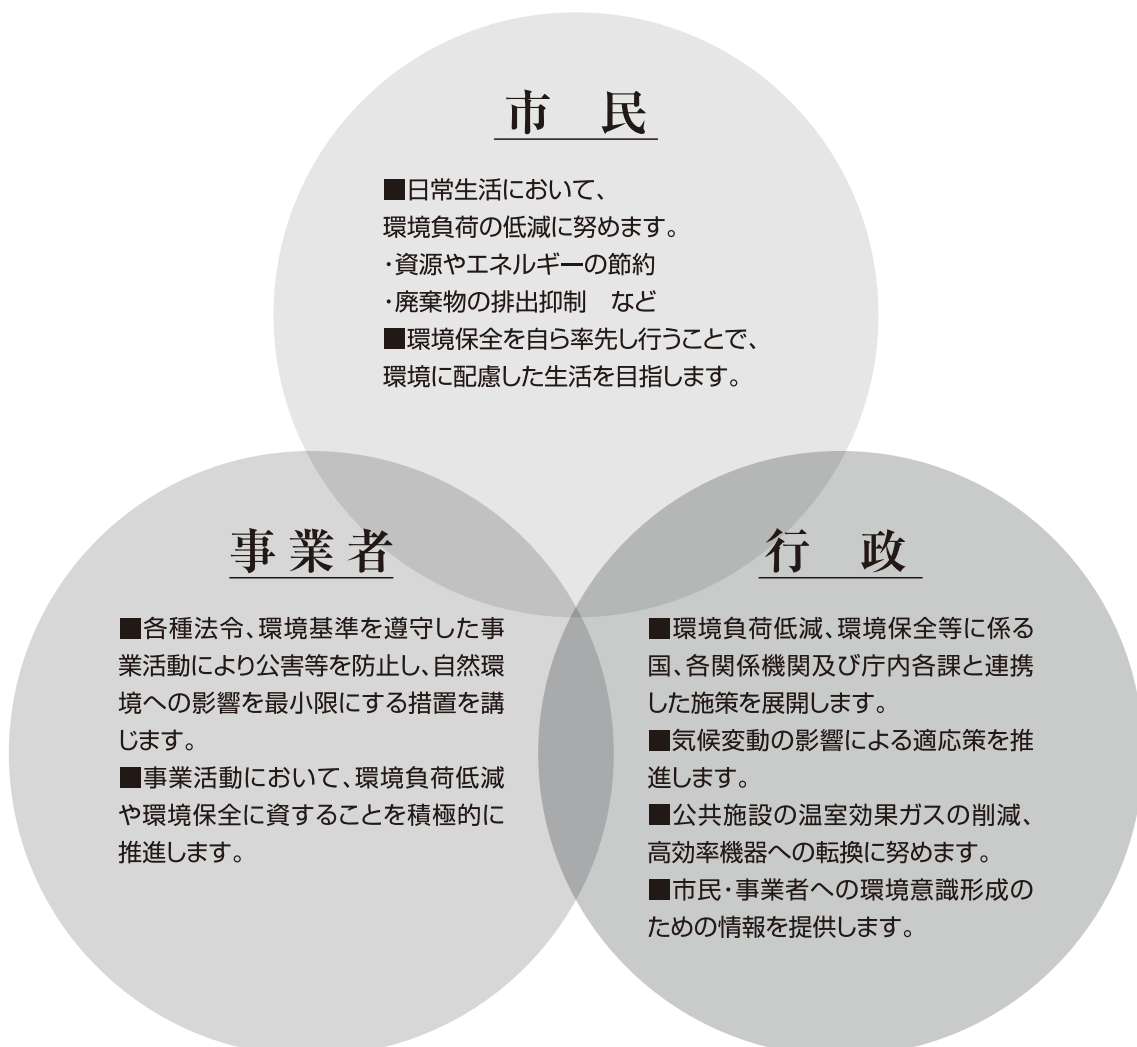
【市民、事業者、行政が自立し主体的に環境行動を協働で推進します】

★対等の考え

【市民、事業者、行政が相互に役割を理解・尊重し、環境行動に取り組みます】

★目標共有の考え

【市民、事業者、行政が自立し主体的に課題や目的を示し、相互理解のうえ尊重し、環境行動に取り組みます】



(2)各推進主体の「気づき」サイクル

今を生きる私たち一人ひとりが、未来の世代を思い、「多賀城」のより良い未来を夢みて行動するための「気づき」を得ることが重要となります。

本計画では「知る」から「波及」までの行動全体を「気づき」サイクルと定義し、各主体の「気づき」が生まれることによって、次世代・未来の世代へより良い環境を残すことへのきっかけになると考えています。

本市では市民、事業者、行政の各主体がそれぞれに行う「気づき」サイクルを推進していきます。

